

奈良県土地利用基本計画を令和五年四月一日に変更するので、国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第十四項において準用する同条第十三項の規定により、その要旨を次のとおり公表します。

なお、変更する土地利用基本計画図は、省略し、奈良県県土マネジメント部地域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土地利用政策室、奈良市役所、生駒市役所、香芝市役所、葛城市役所及び大淀町役場に備え置いて一般の閲覧に供します。

令和五年三月十七日

奈良県知事 荒井正吾

変更する土地利用基本計画の要旨

奈良市、生駒市、香芝市、葛城市及び大淀町の一部の森林地域の縮小